

34 公益社団法人神奈川県薬剤師会生涯学習認定制度規程細則

公益社団法人神奈川県薬剤師会生涯学習認定制度規程細則（以下、「本細則」という）は、公益社団法人神奈川県薬剤師会生涯学習認定制度（以下、「生涯学習認定制度」という）の実施にあたり、公益社団法人神奈川県薬剤師会生涯学習認定制度規程（以下、「生涯学習認定制度規程」という）の委任に基づく事項、その他生涯学習認定制度の実施に必要な事項を定める。

第1条 生涯学習認定制度における研修はP Sにおける5つの領域（ヒューマニズム（倫理）、医薬品の適正使用（安全性、有効性、経済性）、地域住民の健康増進（薬物乱用防止、セルフメディケーション）、リスクマネジメント、法律制度の遵守を網羅し、各領域を受講する。

第2条 生涯学習認定制度における研修の種別は、別表第1にこれを掲げる。

第3条 生涯学習認定制度における単位基準は、別表第2にこれを掲げる。

第4条 生涯学習認定制度における地域保健活動の内容は別表第1にこれを掲げる。

第5条 新規申請に必要な条件は以下のとおりとする。

（1）4年以内に40単位以上（各年5単位以上）取得すること。ただし、他のC P C認証プロバイダーの研修単位は20単位以内とする。

（2）取得した単位のうち、第2条に示した研修の種別（1）～（3）に規定する学会・研修会・講習会・実習研修による単位が20単位以上あること。

（3）申請対象期間内にP Sにおける5つの領域は各1単位以上取得すること。

（4）P S 1（ヒューマニズム（倫理））に該当する研修は1年間に1単位以上取得し、申請対象期間内においてそのうちの1回以上を本会開催もしくは本会と地域薬剤師会の共催の「薬剤師倫理研修会」とすること。

（5）地域保健活動は、申請対象期間内において1回（1単位）以上参加すること。

（6）自己研修は、1年間に5単位以内とする。

第5条の2 C P C認証を受けている他のプロバイダーの認定を現に受けている者が本会の認定を申請する場合は新規申請として取り扱い、必要な条件は以下のとおりとする。

（1）認定有効期間内に30単位以上（各年5単位以上）取得すること。ただし、他のC P C認証プロバイダーの研修単位は15単位以内とする。

（2）取得した単位のうち、第2条に示した研修の種別（1）～（3）に規定する学会・研修会・講習会・実習研修による単位が15単位以上あること。

（3）申請対象期間内にP Sにおける5つの領域は各1単位以上取得すること。

（4）P S 1（ヒューマニズム（倫理））に該当する研修は1年間に1単位以上取得し、申請対象期間内においてそのうちの1回以上を本会開催もしくは本会と地域薬剤師会の共催の「薬剤師倫理研修会」とすること。

（5）地域保健活動は、申請対象期間内において1回（1単位）以上参加すること。

（6）自己研修は、1年間に5単位以内とする。

第6条 更新申請に必要な条件は以下のとおりとする。

（1）3年間で30単位以上（各年5単位以上）取得すること。他のC P C認証プロバイダー発行

の研修単位は15単位以内とする。

- (2) 取得した単位のうち、第2条に示した研修の種別(1)～(3)に規定する学会・研修会・講習会・実習研修による単位が15単位以上あること。
- (3) 3年間にPSにおける5つの領域は各1単位以上取得すること。
- (4) PS1(ヒューマニズム(倫理))に該当する研修は1年間に1単位以上取得し、申請対象期間においてそのうちの1回以上を本会開催もしくは本会と地域薬剤師会の共催の「薬剤師倫理研修会」とすること。
- (5) 地域保健活動は、申請対象期間内において1回(1単位)以上参加すること。
- (6) 自己研修は、1年間に5単位以内とする。

第7条 本細則の改廃は、生涯学習委員会にて行う。

附 則

本細則は、平成23年4月1日より施行する。

平成25年4月 本会の公益社団法人への移行と、本細則の認定要件の見直しに伴い改定する。

平成26年4月 本細則の認定要件の見直しに伴い改正する。

平成27年4月 本細則の認定要件の見直しに伴い改正する。

平成28年10月 本細則の認定要件の見直しに伴い改正する。

平成28年11月 本細則の認定要件の見直しに伴い改正する。

平成31年2月 本細則の認定要件の見直しに伴い改正する。

令和3年3月19日 本細則の認定要件の見直しに伴い改正し、令和3年4月1日より施行する。
ただし、別表第2(3)に規定する実習研修の単位基準については令和4年4月1日より適用することとし、それまでは1時間1単位(1日上限4単位)とする。

令和4年3月11日 本細則の認定要件の見直しに伴い改正する。

ただし、第5条、第5条の2、第6条に規定する地域保健活動の申請については、地域保健活動の特例免除期間の終了より適用する。

令和5年1月16日 令和4年度版「薬剤師に求められるプロフェッショナルスタンダード」(PS)公表に伴い改正する。

別表第1 研修の種別（第2条、第4条関係）

（1）学会、学術大会、学術集会

- ・かながわ薬剤師学術大会
- ・日本医療薬学会
- ・日本薬学会
- ・日本薬剤師会
- ・各都道府県薬剤師会 等

但し、他のCPC認証プロバイダーが承認している場合に限る。

（2）研修会、講習会

①本会の各委員会主催及び共催の研修会

②本県内の地域・職域薬剤師会主催及び共催の研修会

③下記団体主催の研修会、講習会、eラーニング

（但し、他のCPC認証プロバイダーが承認している場合に限る。）

- ・日本薬剤師会
- ・各都道府県薬剤師会（地域及び職域の薬剤師会を含む。）
- ・薬科大学、薬学部
- ・その他これらに準ずるもの

（3）実習研修（（2）研修会、講習会の中で行われるものを含む）

- ・病院、診療所及び介護関連施設等の実地において行われる研修
- ・薬剤、資材及び器具等の実物を用いて行われる研修

（SGDは必ずしも実習とは限らない）

（4）地域保健活動

広く国民を対象に、保健・福祉の向上並びに健康な生活の確保等を目的とした活動を他組織（行政、薬剤師会、自治会等の公的、非営利的なものに限る）と共同で行う次のようなもの。

- ・小中学校・高等学校で実施される薬物適正使用教室
- ・市民・県民対象の薬物乱用防止キャンペーン活動
- ・市民・県民対象の健康フェスタでの活動
- ・市民・県民対象のスポーツファーマシスト活動・講演会
- ・薬剤師会、自治会等と共催のもとで行う自店舗での健康相談会（フェア）
- ・薬剤師会、自治会等が発行する市民・県民を対象とした広報誌等への原稿執筆（依頼された場合に限る）
- ・多職種ミーティング

ただし、以下のようなものは地域保健活動として認めない。

- ・介護認定審査会等の会議
- ・休日診療所での勤務
- ・自店舗及び関連店舗において単独で開催する健康フェア

（5）自己研修

①薬剤師業務、薬学、医学関連の雑誌・書籍などによる学習

②視聴覚教材を利用した研修

③CPC認証プロバイダー以外が開催する研修会等

研修成果を、別紙にワープロ等で4,000文字程度にまとめたものを添付することとする。

(6) 学術論文等掲載

①学会誌に掲載された原著論文、資料、ノート

②日薬誌に掲載された論文

③総説、解説、著書（分担を含む）など

別表第2 単位基準（第3条関係）

(1) 学会、学術大会、学術集会

ア 参加45分以上90分未満 0.5単位

イ 90分1単位（以後、45分ごとに0.5単位 ただし、1日上限4単位）

ウ 講師、演者は1回1単位付与

【註】他のCPCプロバイダーが承認したものはその基準による。

(2) 研修会、講習会

ア 参加45分以上90分未満 0.5単位

イ 90分1単位（以後、45分ごとに0.5単位ただし、1日上限4単位）

ウ 講師、演者は1回1単位付与

【註】他のCPCプロバイダーが承認したものはその基準による。

(3) 実習研修

ア 参加45分以上90分未満 0.5単位

イ 90分1単位（以後、45分ごとに0.5単位ただし、1日上限4単位）

ウ 講師、演者は1回1単位付与

【註】他のCPCプロバイダーが承認したものはその基準による。

(4) 地域保健活動

1時間1単位（ただし、1回上限4単位とし、活動が複数日にわたる場合は1回とみなす。また原稿執筆等の場合は1回1単位とする。）

(5) 自己研修

4時間1単位（ただし、1日上限4単位）

(6) 学術論文等掲載（当該論文表紙の写しを提出）

ア 査読のあるもの

・単著の著者及び共著の場合は筆頭著者

1報 3単位

・筆頭著者を除く共著者

1報 1単位

イ 査読のないもの

・単著の著者及び共著の場合は筆頭著者

1報 1単位

・筆頭著者を除く共著者

1報 0.5単位